



# けやき通信

皆さま、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。  
さて、新たな1年が始まりました。まだまだ新型コロナウイルスの影響で行動の制限は続くと思われませんが、気持ちだけは常に「挑戦」を忘れず積極的でいたい、そのような1年としたいと思います。  
さて、新たな挑戦ではないですが、新年一発目の話題として事務所のロゴマークを作成しました。

ごあいさつ

## 「事務所のロゴマークを作成しました！」



「けやき通信」も皆さまに支えられ、今年で3年目に突入します。

「けやき通信」の題名でもある「けやき」の木は、豊明市の木に制定されています。そして、けやきの木は25mぐらいの大木になります。

そこで、当事務所も「豊明」の地にしっかり根を張り、地域密着で大きく育っていきたいとの思いで、このニュースレターを「けやき通信」と名付けました。

今回のロゴマークは、その気持ちを常に忘れず、またその思いを形にしたものです。

デザインですが、「木」はもちろん「けやき」です。そして「幹」は吉川の「Y」を取り入れ、大地にしっかり根を張り、地域の皆さまを支えるイメージで作成しました。

今後は、HP・けやき通信・名刺などで活用していきます。是非とも、ロゴマークも覚えていただきますようお願い申し上げます。

今月のテーマ

## 「相続登記」再スタート



### 1. はじめに

2年前に開始しました「けやき通信」の最初のテーマが「相続登記」でした。今では「相続」は皆さまもよく知るテーマの一つですし、相続に関する情報も溢れています。しかし、だからこそ、司法書士として司法書士目線で正確な情報をお届けしたいと思い、改めて「相続」をテーマに連載していくこととしました。

### 2. 「相続登記」って何？

相続登記は、法務局が管理している登記簿に登録（この登録のことを「登記」といいます。）されている土地や建物の所有者がお亡くなりになった時に、登記簿の名義を相続人に変更する手続きのことで、これを「相続登記」と言います。

### 3. 「相続登記」の手続き

相続登記をするには、①戸籍謄本で相続人を確定し、②誰がどの土地や建物を相続するかを話し合いで決め、③遺産分割協議書等を作成し、そして、④相続登記の申請書を作成し、登記簿を管理している法務局に申請書を出して行います。

相続登記は、司法書士に依頼することなく行うことも

できます。

相続登記を司法書士に依頼すれば、依頼者である相続人に代わり司法書士が、①戸籍謄本を取得して相続人を確定し、②遺産分割協議書や登記申請書を作成し、③法務局に申請を行います。

お仕事がお忙しい方・手続きの方法が分からない方は、司法書士が相続登記をスムーズに行えるようサポートしますので、ご安心ください。

### 4. 相続登記が義務に！

今まで、相続登記を義務付けるルールはありませんでした。しかし、所有者不明土地問題を解消することを目的に法律改正がされ、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

具体的には、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。そして、正当な理由がないのに申請をしない場合は、10万円以下の過料に処せられます。

相続登記の義務化は、令和6年4月1日以降に生じる相続だけでなく、今現在既に生じている相続についても適用されますので、注意が必要です。

## 事務所のご案内



司法書士 吉川 豊  
TEL 0562-91-4350  
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103  
業務時間：平日9時～18時  
(事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。)



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・終活支援（成年後見等）
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

吉川事務所 豊明

